平成２９年（フ）第７７号
徳島県板野郡藍住町矢上字北分55番地１　ＫＳＴ．ＢＬ　802号、旧住所徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地101
債務者　佐藤　淳司
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３号
徳島県阿南市見能林町青木124番地１　ハイツ清水101号室
債務者　松本　龍弘
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第３１５号
愛媛県松山市余戸東４丁目11番27号　和風アパート和106号
債務者　檜垣　嘉文
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２０号
愛媛県松山市堀江町甲81番地　内宮団地５棟24号
債務者　東　　正博
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４４３号
東京都葛飾区東水元３丁目２－４－302
債務者　川嶋　　学
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４４９号
東京都新宿区中落合２丁目21―10―101
債務者　朝田　由美
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４５１号
東京都足立区扇３丁目２－５－902
債務者　杉山　智子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４８３号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目２－４　プリムローズヒルⅡ105
債務者　唐澤　知明
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５１５号
東京都品川区荏原４丁目10―22―202
債務者　藤澤　弥生
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５１６号
東京都足立区江北２丁目43―２―201
債務者　松元　清美
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５２１号
東京都足立区鹿浜３丁目４―22―302
債務者　葛西　弘行
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３９号
東京都武蔵野市境２丁目21―13　静和ハイツ２－Ｃ
債務者　松田　耕一
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５４０号
東京都板橋区本町４―10―101
債務者　山田みずほ
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５４１号
東京都豊島区巣鴨４丁目15―11―302
債務者　石井　俊子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５４３号
東京都墨田区両国３丁目２－４―501
債務者　清野　　稔
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部